

休止：再開の意思がある
 廃止：再開の意思がない

飼育動物診療施設 休止・**廃止** 届
 届出事項変更

平成 年 月 日

大阪市長

・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
 ・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

開設者(法人にあつては主たる事務所の所在地及びその名称)

住所 大阪市北区中之島1丁目3-20

ふりがな 氏名 かぶしきがいしゃ なかのしま
 株式会社 中之島
 電話番号 06-6208-0000

獣医療法第3条後段の項の規定により、次のとおり飼育動物診療施設の
 休止・**廃止** について届け出ます。
 届出事項変更

記

診療施設の名称	なかのしまどうぶついりようせんたー 中之島動物医療センター		
診療施設開設の場所	大阪市北区中之島1丁目3-20		
開設年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
休止・廃止の理由	病気療養、法人化など		
休止の時期又は廃止の時期			
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日	平成 年 月 日		